

とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業（以下「バイオ産業」という。）における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を支援するとともに、バイオ産業に係る専門的な技術を有する人材の育成等を行うことにより、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化を図り、もって県内産業の振興に資するため、とっとりバイオフロンティア（以下「バイオフロンティア」という。）を米子市に設置することに伴い、その設置及び管理について必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 目的

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、バイオフロンティアの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(2) 設置

バイオフロンティアを米子市に設置する。

(3) 指定管理者による管理

指定管理者にバイオフロンティアに係る次の業務を行わせるものとする。

ア バイオフロンティアの施設設備の維持管理に関する業務

イ アに掲げるほか、バイオフロンティアの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(4) 指定管理者の選定の特例

バイオフロンティアの設置目的、特性等を考慮し、指定管理者の候補者を指名により選定するものとする。

(5) 指定管理者の管理の期間

指定管理者が(3)の業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(6) 開館時間及び休館日

バイオフロンティアの開館時間及び休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(7) 利用の許可

ア バイオフロンティアの利用に当たっては、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

イ 指定管理者は、1月以上にわたる利用については、バイオフロンティアの設置目的をより効果的に達成できる者に利用許可を行うものとする。

ウ 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得たバイオフロンティアの施設又は設備について、開館時間以外の時間又は休館日における利用許可をすることができる。

エ 指定管理者は、イにより利用を認めない場合又はその利用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき等を除き、利用許可をしなければならない。

オ 指定管理者は、バイオフロンティアの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(8) 行為の制限等

バイオフロンティアにおける行為の制限、利用者の義務、利用者に対する措置命令、利用許可の取消しに関し必要な事項を定める。

(9) 原状回復等

ア 利用者は、バイオフロンティアの利用を終了し、又は利用許可の取消しを受けたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

イ 故意又は過失によりバイオフロンティアの施設設備をき損し、又は汚損した者は、指定管理者の指示するところにより、これを原状に回復しなければならない。

(10) 利用料金

ア バイオフロンティアの利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

イ 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

ウ 知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

エ 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(11) 特別な設備等

利用者は、バイオフロンティアに特別な設備を設置し、又はバイオフロンティアの施設に改造を加える等バイオフロンティアの管理に重大な影響を与えるおそれのある行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(12) その他

その他所要の事項を定める。

(13) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイを除き、規則で定める日とする。

イ この条例を施行するために必要な準備行為等は、この条例の施行前においても行うことができる。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県医師登録・派遣システム（鳥取県ドクターバンク）を活用し、地域医療を担う公的病院の医師不足に対応するため、職員を派遣することができる法人を追加する。

鳥取県医師登録・派遣システム（鳥取県ドクターバンク）...県内の医療機関での勤務を希望する医師を県の職員として任用し、地域医療に携わりながら医師のキャリア形成を図ること等により、地域医療を担う公的病院等の医師の確保を図るシステム

2 条例の概要

(1) 地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものに、医師である職員を派遣することができることとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

子どもの医療に係る経済的負担の軽減を図るため特別医療費の助成の対象を拡充するとともに、身体障害者等の特別医療費受給手続の負担の軽減を図るため助成対象の決定に必要な所得判定に係る所得年の切替時期を変更する等所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

(1) 子どもに係る特別医療費の助成の対象を15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（現行小学校就学の始期に達するまでの間にある者）とする。

(2) 身体障害者等に係る特別医療費の助成の対象かどうかの判断に際し、前々年の所得を用いて判定することとなる医療を受ける日の属する月を1月から7月まで（現行 1月から6月まで）とする。

(3) 身体障害者等に係る特別医療費の助成の額の判断に際し、前年度分の市町村民税の状況を参照して決定することとなる医療を受ける日の属する月を4月から7月まで（現行 4月から6月まで）とする。

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者を生活保護法による保護を受けている者と同様の取扱いであることを明記する。

(5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(4)を除き、平成23年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けるものとし、当該更新の登録に係る手数料の額を定める。

2 条例の概要

- (1) 登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録(現行 新たな登録)を受けなければならないこととする。
- (2) 更新の登録の申請に対する審査に係る手数料の額の区分を追加し、その額を3万1,000円とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とするイの一部を除き、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

浜の上第2団地を大山町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名 称	位 置	廃 止 理 由
浜の上第2団地	西伯郡大山町田中	大山町に無償譲渡

- (2) 施行期日は、平成22年11月1日とする。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県の住宅事情及び特別県営住宅の老朽化を踏まえ、特別県営住宅の設置について見直し、特別県営住宅の一部を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、特別県営住宅を廃止する。

名 称	位 置	戸数	廃止部分
城南特別団地	鳥取市田園町二丁目	32	全部
寿特別団地	鳥取市西品治	48	全部
越殿特別団地	倉吉市広瀬町	16	全部
上福原第1特別団地	米子市上福原六丁目	32	全部
上福原第2特別団地	米子市上福原六丁目	19	7戸

- (2) 施行期日は、平成22年11月1日とする。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「法」という。)の一部が改正され、育児休業等に関する事項についての個別労働関係紛争について、国による紛争の解決の援助に関する制度が設けられたことに伴い、知事が条例によるあっせんを行わないことができる個別労働関係紛争について所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

- (1) 当事者からあっせんの申請があった場合に知事があっせんを行わないことができる個別労働関係紛争として、法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は紛争調整委員会に係属しているもの若しくは法による調停が成立したものを加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

訪問看護事業所における看護職員の確保を図るため、看護職員修学資金の借受者の債務の免除の条件を改める等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 看護職員修学資金の返還に係る債務の免除の条件のうち、訪問看護事業所において看護職員の業務に従事する場合の要件である3年以上の医療機関等での実務経験を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、温泉法に基づく土地の掘削の許可等を受けた者の地位の承継に係る承認に係る手数料その他の手数料の額を見直す。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
(ア) 温泉をゆう出させる目的で土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
(イ) 温泉のゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
(ウ) 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
(エ) 温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継に係る承認	1件につき	7,400円	7,500円
(オ) 有機農産物等に係る生産行程管理者の認定	1件につき	24,000円	26,000円
(カ) 有機農産物等に係る小分け業者の認定	1件につき	19,000円	20,000円
(キ) 有機農産物等認定業務 規程の規定に基づく調査及び再検査	生産行程管理者	14,000円	16,000円
	小分け業者	12,000円	14,000円

イ その他所要の規定の整備を行う。

- (2) 鳥取県興行場法施行条例の一部改正

次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
ア 興行場(常設)営業の許可	1件につき	1万9,830円	2万210円

イ 興行場（仮設）営業の許可	1 件につき	7,270円	8,000円
----------------	--------	--------	--------

(3) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例の一部改正

次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
ア ふぐ処理師の免許	1 件につき	2,600円	2,990円
イ ふぐ取扱い営業の認証	1 件につき	2,170円	2,430円

(4) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県農業試験場手数料条例の廃止について

1 条例の廃止理由

鳥取県農林総合研究所農業試験場が外部からの依頼に基づき行っている土壌等の分析は、民間の検査機関等においても実施可能であるため、当該外部からの依頼による土壌等の分析に係る業務を廃止し、当該外部からの依頼による土壌等の分析に係る手数料について定めた条例を廃止する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県農業試験場手数料条例は、廃止する。

(2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。